

○総務省告示第百八十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十七第五項において準用する同法第三十九条の三第二項の規定により、電波有効利用促進センターとして指定した社団法人電波産業会から名称の変更の届出があつたので、同法第百二条の十七第五項において準用する同法第三十九条の三第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月十八日

総務大臣 片山 善博

一 変更後の名称

一般社団法人電波産業会

二 変更年月日

平成二十三年四月一日